

クラウドクレジット・ファンディング合同会社

2020年7月14日

ジョージアマイクロローン事業者ファンド II 2号~9号

運用状況についてのご報告

標記ファンドに関しまして、すでに一部ローンにおいてジョージアの資金需要者からの返済に遅延が生じている旨は報告させていただきましたが、その後の状況及び2020年6月期における本ファンドシリーズの投資家様への分配についてご報告いたします。

事業の概要

本ファンドにおいてクラウドクレジット・ファンディング合同会社はエストニアグループ会社（Crowdcredit Estonia OÜ）にジョージアラリ建てで貸付を行い、エストニアグループ会社はこの貸付金を原資に、（案件①）マイクロローン事業者ファンドシリーズで貸付先となっている小口融資事業者（B社）グループのジョージア（旧グルジア共和国）子会社（L社）に対して貸付を行うとともに、（案件②）Mintos という P2P レンディングプラットフォームを介して、ジョージアの会社 Creamfinance Georgia LLC の取り扱う個人向けローン債権の購入を行いました。

案件①の資金需要者の変更のお知らせ

2019年5月に、ジョージア国内法規制の変更に伴う影響に伴い、B社グループからの申し出を受け、本ファンドの資金借入人を当初の債務者であるL社から、別のB社グループ会社であるGA社に移管しました。また、L社が債務をGA社に変更した後も、L社がGA社の債務返済を保証するという Guarantee Agreement の締結も同時に行っております。当社としては、投資家のみなさまに過大な信用リスクを負わせることにはならないと判断し、上記の借入人の変更を受け入れました。

この発端となった規制変更に関しては、2018年7月以降、現地ジョージアにて貸金業者を監督している中央銀行が、貸金業者の資本金要件の引き上げ等の規制強化を進めており、業界全体で事業に対する逆風となっております。

リストラクチャリングと今後の分配に関して

2019年10月23日配信の「ジョージアマイクロローン事業者ファンドII 2号~9号 運用状況についてのご報告」にてご報告をさせていただいておりますとおり、GA社及びL社より実現可能な返済計画を受領し、すべてのローンに対して一斉にリストラクチャリングをする方針で調整を行いました。

リストラクチャリングに関しましては、2020年7月22日を満期とし、GA社及びL社より行われた返済を、適宜各号に応じた元本と利息、並びに損害金の残高を基に按分をさせていただいております。現時点で受領している情報をもとにすると、返済に遅延はあるものの、適切な元利金の返済は行われる可能性が相応にあるものと見られます。

いっぽうで、L社は現在有しているマイクロファイナンス事業者免許を当局に返上する代わりに、より規制環境が緩やかなライセンスの取得に向けた行動をはじめました。ジョージア現地の法律では、マイクロファイナンス事業者免許を当局に返上するためには中央銀行が任命した清算人による資産査定と事業内容査定を受ける必要があり、問題がないことが確認できたところで免許返上が認められます。当初、L社の免許返上は3か月程度で完了するものと見込まれておりました。しかしながら、実際に清算人がL社の資産査定をしたときに清算人から「L社が当社エストニアグループ会社に対して行っている保証行為（GA社が当社エストニアグループ会社に返済を履行できなかったときにL社が返済を保証するもの）が、『マイクロファイナンス事業者は株主もしくは現地金融機関以外からの融資等をうけてはいけない』との規制に反するため、これを解除しない限り免許返上はできない」と指摘されました。当社グループも清算人と直接コミュニケーションをとり、清算人が上記認識にあることを確認しました。そのため、2020年4月期末時点におきましても、L社はマイクロファイナンス事業者免許を返上できておらず、またL社に対して新たなライセンスが付与されておらず、清算人の精査のプロセスが継続しております。これにともない、清算手続き中のL社では資金の払い出しが禁じられており、当社エストニアグループ会社への返済も行われておりません。

当社エストニアグループ会社とL社及びGA社は、清算人がL社のマイクロファイナンス事業者免許返上を認められる状態へと契約内容を更新させる必要があることに同意し、既存取引の取引内容変更のための交渉を行いました。具体的には、L社はGA社の当社エストニアグループ会社に対する債務に関して保証を外すことで、L社は株主以外の第三者に対する債務が直接的にも間接的にも存在しない状態にいたしました。その半面で、L社は親会社であるB社とGA社への債務を持っていますが、GA社への返済を優先させ、GA社はL社から返済金を受領したときには、その資金を遅滞なく当社エストニアグループ会社へと返済を行うというものです。当社エストニアグループ会社とL社・GA社・B社とは、新契約の概要については合意し、契約書の締結作業を進めております。当社エストニアグループ会社は、新たな契約書の署名手続きを終え、L社に国際宅配便にて送付し、現在は清算人に契約書が届いた状況になっております。清算人は、ジョージアでのライセンスの手続きが再開され次第、必要な手続きを進めることに同意しており、同契約が締結され次第、L社に新たなライセンスが付与され、L社内

に滞留していた返済原資の部分返済も行われるものと見込んでおります。

2020年6月現在の状況といたしましては、当社エストニアグループ会社とL社・GA社・B社の契約書を、清算人が受領し締結がされましたが、新型コロナウイルスの影響により、L社ライセンスの手続きを完了させるまでにはまだ時間がかかる見込みです。しかしながら、清算人もL社の債権債務関係を査定するなかで本手続きの遅延が当社エストニアグループ会社への返済遅延をもたらしていることを理解しており、特例として、L社が既に回収した資金を当社エストニアグループ会社へ送金し返済する許可が出ました。2020年6月期はこれを原資とし、分配とさせていただきます。今後のアクションといたしましては、以下の2点が想定されております。

- ① L社が保有する債権ポートフォリオの売却を行い、当社エストニアグループ会社への返済に充てる
- ② ライセンス手続きが終了後、L社がジョージア国内で受けられる税金の還付を受け、当社エストニアグループ会社への返済に充てる

これらが完了し債務の返済が行われた時点で本ファンドは運用を終了とさせていただきます。その場合、現在の満期である2020年7月から更に1年程度の延長がされる可能性がございます。再延長となった場合には、別途延長レポートにてご報告をさせていただきます。

2020年6月期のファンド全体の分配額に関しましては以下をご参照ください。

2020年6月期分配時点（ファンド全体）

2号～9号

当初予定分配額	GEL 0 . . . (1) : 当初予定分配総額 ※
当月分配額	GEL 589,095 . . . (2) : 2020年6月期実績分配額

※ 運用開始時に将来のキャッシュフローを想定し、当社が計算した予定分配額

当社といたしましては、ジョージア現地のマイクロファイナンス事業のおかれている状況の変化とともに、GA社及びL社の状況を引き続きモニターし、新しい情報が取得され次第、ご報告させていただく所存でございます。引き続き、よろしくお願い申し上げます。

会社概要（クラウドクレジット・ファンディング合同会社）

【代表社員】 クラウドクレジット株式会社

【設立年月】 2016年3月

【資本金】 1,000,000円

【住所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目8番1号